

# 当面推進すべき児童福祉対策 について（中間答申）

昭和48年11月17日  
中央児童福祉審議会

当審議会は、昭和47年10月27日、厚生大臣から、「今後における児童及び精神薄弱者の福祉に関する総合的、基本的方策」について諮問を受け、以来、当審議会の中に設けられた各部会において鋭意検討を重ねてきたが、諮問を受けた事項が基本的かつ広汎なものであることから、最終的な答申を行うには、なお相当の日時を必要とする。したがって、とりあえず、現段階における審議結果をとりまとめ、「当面推進すべき児童福祉対策」について、中間的に答申する。

## 多様化する保育需要について

近年における保育への要望、需要をうかがうに、単にこれまでみられた保育所の増設、保育内容の充実ということにとどまらず、乳児保育の拡大、心身障害児保育の実施など、保育需要はますます多様化しつつある。

このように多様化した需要をそのまま受け入れて、これに直ちに対応することは、必ずしも乳幼児の福祉を増進することに結びつくとは考えられないが、必要と判断される限りにおいて、これらの需要に善処する必要がある。

### 1. 乳児保育

(1) 保育需要の多様化の中で特に乳児保育に対する社会的要請は、近来ますます増大しつつあるが、乳児にとっては、その両親による家庭保育が最も望ましいという原則をこの際改めて確認する必要がある。とりわけ最近のように子どもの出生を欲しない風潮、育児に対する意欲と努力を放棄する親が増加しつつある社会情勢の中においては、特

に乳児期における心身の健全な発達に不可欠な問題と子どもとの関係、母子の安定した人間関係の継続性を保障する家庭保育の重要性は、この際、改めて強調されなければならない。

(2) 保育所における乳児保育は、社会的経済的理由から真に必要な場合を中心にして現行の特別対策の拡大を図るべきである。しかし、上記のような観点に立つならば、母親が家庭において乳児を保育できるように保障することをもつと真剣に考え、そのための対策を確立する必要がある。

特に、乳児の健全な成長を、第一義的に考え、母親の労働面を一層改善する施策を早急に具体化することを労働関係当局に強く要望すべきである。

以上の点は、乳児のみならず、幼児についても配慮されなければならない。

### 2. 無認可保育施設の解消策

(1) 無認可保育施設は、本来正規の保育所の完全な整備がなされるまでのいわば過渡的な存在としての意味合いを有するが、その解消を図るために、従来、要保育児童数に見合う保育所の計画的な整備、人口の過疎、過密地域等における小規模保育所の認可、乳児保育特別対策の拡大等を推進してきたところであるが、今後更にこれらの施策を拡充することによって無認可保育施設の解消を促進することが必要である。

(2) そのために有効な仕組みを整えていくことを考究しなければならないが、特に地域の保育需要を満たすだけの正規の保育所を早急に設置することが困難な大都市地域等においては、現行の昼間里親制度や、地方公共団体が実施している家庭福祉

員等の制度を参考にして、新たに家庭保育室制度を創設することについて検討する必要がある。

- (3) そのために、実施主体と実施場所、保育担当者の資格要件とその選考方法、家庭保育室の設備と運営、保育方法及び保育担当者に対する事前講習会、巡回指導などについて具体的な方策を十分検討するとともにその経費の助成を図る必要がある。

### 3. 心身障害児の保育

- (1) 障害児についての従来の考え方においては、その心身の障害の種類と程度に適応した特別な対策が必要とされてきた。

しかし、最近障害児に対する一般社会の理解、早期発見、早期指導の施策が向上してきたことに伴い、障害の種類と程度によっては障害児を一般の児童から隔絶することなく社会の一員として、むしろ一般の児童とともに保育することによって障害児自身の発達が促進される面が多く、また、一般の児童も障害児と接触する中で、障害児に対する理解を深めることによって人間として成長する可能性が増し、そのことがまた福祉の理念の涵養にも資する面が多いことが、いくつかの実践例で示されている。そして、これを障害児の福祉の増進を図る今後の新しい方策とすべきであるという認識が広まり、障害児保育の実施に対する社会的要請は、高まってきていると考えられる。

- (2) 保育所の実情をみると障害児の保育についての困難、事故発生に対する不安などのゆえに障害児の受入れについてはむしろ消極的な傾向がみられた。しかし、前述の認識に基づくならば、今後は可能な範囲で障害児の受入れに必要な諸条件を整えて、保育に欠ける障害児の保育が実施できる方策を具体化することが必要である。

- (3) しかし障害児については、障害の種類が多く、またそれぞれについて、程度の違いに更に重複障害などさまざまである。それらの保育に欠ける障害児のすべてを直ちに受け入れる適切な諸条件を保育所に整備することは、現在の保育所の機能と役割からみて困難が多い。

以上の点を考慮するならば、対象児の種類及び程度について慎重に検討し、さしあたり、障害の

種類を限定的に考え、一般の児童とともに集団保育することにより、健全な情緒・社会性等の成長発達を促進する可能性が大きく期待できる程度の障害児をまず保育所に受け入れて適切な保育を行う方策を具体化すべきであり、どの程度の障害児を受け入れ得るかについても今後検討を進めるべきである。

- (4) このようにみえてくると、障害児保育は対象とすべき児童、実施場所と実施主体、設備、職員、保育方法、入所児童の判別と措置決定等その具体的方策について、十分検討しそのための経費の助成を行う必要がある。

### 4. 保母の増員

- (1) 保育所における8時間を原則とする保育の中では、乳幼児の発達に応じた教育的機能と家庭に代わって行う養護的機能とを一体として適切に展開しなければならないことはいうまでもない。しかし、保育所の本来の機能と役割を十分に果たすためには、その保育方法として、従来のように同一年齢児童の集団による保育のほかに年齢を異にする児童集団による混合保育、あるいはたてわり保育の意義と効用を改めて評価する必要がある。なぜならば、最近核家族化した家庭で、1人子又は2人子として成長する児童が多い場合には、上記のような方法を通じて、兄弟姉妹の役割を体験的に学習でき、それが児童の健全な成長発達に資する面があると考えられるからである。

- (2) そこで、混合保育等の保育方法の効用に対する期待に応えるために、保母の配置数の基準を3歳以上児を通じて改善する方策を段階的に講ずる必要がある。

この方策の効果を確実にするために今後このような保育にも、十分対応できるような保育の内容と方法の改善を図るとともに、3歳未満児に対する保母の配置数の基準並びに保母の資質の向上についても検討することが必要である。

なお、保育需要の多様化に対する対策と同時に、必要とされる保育所の拡充整備についても、更に積極的に推進すべきである。